

中野区立学校の管理運営に関する規則新旧対照表

改正案	現行
第1章～第4章 (略) 附 則 1～3 (略) <u>4 令和2年度における第3条第1項第2号ア及び第3条の2第1項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「7月21日から8月31日まで」とあるのは、「8月8日から同月31日まで」とする。</u> 別表 (略) 第1号様式～第3号様式 (略) 附 則 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	第1章～第4章 (略) 附 則 1～3 (略) 別表 (略) 第1号様式～第3号様式 (略)

【参考 附則第4項による読替え】

読替後	読替前
(学期及び休業日) 第3条 小学校における学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条の規定に基づく学期及び休業日(以下「学期及び休業日」という。)は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 休業日 ア 夏季休業日 <u>8月8日から同月31日まで</u> の日 イ～カ (略) 2 (略) 第3条の2 中学校における学期及び休業日は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 休業日 ア 夏季休業日 <u>8月8日から同月31日まで</u> の日 イ～カ (略) 2 (略)	(学期及び休業日) 第3条 小学校における学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条の規定に基づく学期及び休業日(以下「学期及び休業日」という。)は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 休業日 ア 夏季休業日 <u>7月21日から8月31日</u> までの日 イ～カ (略) 2 (略) 第3条の2 中学校における学期及び休業日は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 休業日 ア 夏季休業日 <u>7月21日から8月31日</u> までの日 イ～カ (略) 2 (略)